

栃 木 県 立 県 南 体 育 館 利 用 案 内

〒323-0042 小山市外城371番地1

0285-21-0021 FAX 0285-21-0027

(令和5年6月1日現在)

栃木県立県南体育館は、スポーツの普及振興を図り、県民の健全な心身の発達に寄与するため建設されました。利用者の皆様が快適に、また、それぞれの目的を達成のためご利用ください。

1 利用範囲

- メインアリーナ … スポーツ全般及び文化的行事。
- サブアリーナ … スポーツ全般及び文化的行事。
- 剣道場 … 剣道ほか武道一般及びダンス・卓球等。
- 柔道場 … 柔道ほか武道一般等。
- トレーニング室 … 運動器具を使用するのトレーニング。
- 研修室 … スポーツ全般の各種研修会・講演会及び大会等の控室。
- 幼児体育室 … 就学前児童対象で保護者同伴。

2 主要施設及び収容人数

- メインアリーナ … 東西50m×南北38m
・固定席:1,460席 ・可動席(南北対):540席 ・身障者用車椅子席:20席 ・椅子:約600脚
- サブアリーナ … 東西21m×南北36m
- 剣道場 … 東西30m×南北18m
- 柔道場 … 東西30m×南北15m
- トレーニング室 … 東西23m×南北12m
- 研修室 … 東西17m×南北9.2m(1/3:5.5m×9.2m)
※3分割(A・B・C)に仕切りをして利用可能。
※机:36脚、椅子:108脚(1/3…机12、椅子36脚)
- 幼児体育室 … 東西6m×南北6m
- トイレ … 男女共7ヶ所(身障者用3ヶ所)
- その他の施設 … 医務室、更衣室(コインロッカー・シャワー)

3 休館日

- 年末年始:年末12月28日から年始1月4日までの期間。
- 施設点検日:毎月第1月曜日。(祝日及び休日の場合は変更あり)
- ※ 施設の管理運営上、必要と思われる場合は臨時に休館する場合があります。

4 開館時間及び利用時間

- ※ 開館時間:9時から21時までの時間。
- ※ 午前の部:9時から13時。(12時45分から片づけ清掃、13時退館)
- ※ 午後の部:13時から17時。(16時45分から片づけ清掃、17時退館)

※ 夜間の部:17時から21時。(20時45分から片づけ清掃、21時退館)

5 利用申込

(1)専用利用(施設貸切)…年度予約可。※裏面、利用上の留意事項及び専用利用の留意点を参照。

ア. 利用日の1ヶ月前までに、専用利用打合せを行い、利用許可申請書を提出して必ず利用料金を納入してください。

イ. 利用時間内に大会等が終了できるよう企画運営をしてください。

ウ. 大会利用に限り、早朝及び延長時間の申請をしてください。

※研修室は、専用利用(施設貸切)です。

(2)普通利用(個人利用)…トレーニング室を除く。※裏面、利用上の留意事項を参照。

ア. 前月の20日(土・日・祝日の場合は前日)の午前9時から翌月1ヶ月分の予約を受け付けます。(予約は体育館受付へ直接又は電話)

※必ず事前予約をした上でご利用ください。事前予約なしで来館した場合、施設の空き状況により、ご利用できない場合があります。

イ. 広い面積を占有する種目は、次の人数が必要になります。

・バスケットボール及びソフトテニス1コート…10名以上。 ・バレーボール1コート…8名以上。

ウ. その他、競技、利用時間帯等によって制限がある場合があります。

(3)トレーニング室

ア. ビギナー講習を受講してからご利用ください。

※先着、定員3名の事前予約制…体育館受付へ直接又は電話で申し込みください。予約無しで来館した場合、予約状況により受講できない場合があります。

イ. ビギナー講習は経験・知識の有無に関係なく、必ず受講してください。

ウ. 3年間の利用が無い場合及びビギナーカード・体調チェックカードを確認できない場合は、ビギナー講習を受講していただきます。

6 遵守事項 ……利用にあたり、下記事項をお守りください。

(1)利用案内及び館内掲示の利用規定を守り、職員の指示に従うこと。

(2)利用時は、必ず受付を済ませてから各施設(競技場)を使用すること。

(3)利用終了時には、使用した施設の清掃及び片付けを必ず行うこと。

(4)利用中は、施設及び備品等の破損事故等を起こさないよう注意すること。

もし、破損または紛失した時、利用者はその旨を報告し原状回復義務により修繕費用及び購入金額を賠償をしなければならない。(職員確認)

(5)敷地内・館内全面禁煙(喫煙所はありません)

(6)盗難等の事故には特に注意すること。(貴重品類等はなるべく持参しないよう、ご協力ください。)

- (7) 競技場内での飲食は禁止。
- (8) 自動車・自転車等は、所定の駐車場に駐車すること。
※体育館敷地内は駐車禁止。身障者駐車利用時は職員に申し出てください。
- (9) 利用する施設以外への入室は禁止です。
- (10) 中学生以下の普通利用で、事故発生の度合いが高いと思われる競技(トランポリン・器械体操等体操器具使用競技)や格技(高校生含む)については、責任者(指導者または保護者等の成人の付添人)を必要とする。また、夜間の部の利用については全種目、責任者を必要とする。
- (11) 緊急時(火災・地震等)は職員の指示に従い、冷静に行動すること。

7 禁止事項

- (1) 利用の権利を譲渡し、または利用の許可を受けた施設及び備品を転貸してはならない。
- (2) 館内で許可なく、飲食物その他を販売・陳列してはならない。
- (3) 館内で許可なく、工作部等を設けたり、既存の施設・設備に対し特別の工作・仮設変更してはならない。
- (4) 館内で許可なく、募金その他これに類する行為をしてはならない。
- (5) 館内で許可なく、広告類の掲示や印刷物の等を配布してはならない。
- (6) 館内で許可なく、写真及び動画を撮影してはならない。
- (7) 酒気を帯びている者は、入館してはならない。
- (8) その他、体育館の管理上支障があると認められる者は、入館を拒否、または退館を命ずる場合があります。

8 利用上の留意事項(普通利用及び専用利用)

- (1) 利用者の安全確保及び施設管理上、監視カメラにて館内を監視しています。
- (2) 館内はすべて土足厳禁です、利用する場合は室内専用の運動靴を用意すること。
また、競技場内は危険防止・危険回避の為、スリッパでの競技を禁止します。
- (3) 更衣室(ロッカー)の利用は自由ですが、貴重品類の保管は各自が責任を持って行うこと。万一、盗難等があっても当館は一切責任を負いません。
- (4) 利用上、出たごみは持ち帰ること。
- (5) 個人の荷物、用具等はすべて持ち帰ること。
- (6) 柔道場は、運動靴での利用はできません。
- (7) 管理上支障があると認められる次の事項については、利用の許可をいたしません。
また、利用中に確認した時は退館を命ずる場合があります。
ア. 暴力団または暴力団と関係がある者が主催する利用。
イ. 酒宴または酒宴を伴う利用または行事。
ウ. 風俗を乱し、または感情を著しく興奮される利用または行事。(刺青・タトゥー含む)

エ. その他管理上支障があると認められた利用または行事。

9 専用利用(大会・行事及び定期利用)

- (1) 予約をした時点で利用料金が発生し、必ず納入の対象となる。
- (2) 利用日の一ヶ月前までに、専用利用打合せ(開催要項等を持参し、大会・行事等の企画全般について詳細な打合せ)と利用許可申請(利用料金の納入)をすること。
- (3) 利用許可後に、利用の取消が生じた場合は、利用日の七日前までに利用取消届出書及び利用料金還付申請書を提出して、既に納入した利用料金の五割の額の還付が可能。
- (4) 利用に際し、工作物または用具等の設営は事前に位置図等(平面図)を提出し、設営・撤去する場合は職員の指示を受けること。また、利用者の利便性を考慮して臨時売店等を出店する場合は、事前に許可が必要となる。
※県有財産使用許可書(有料)又は大会等運営用施設占有届を提出する。
- (5) 主催者は係員の配置について計画し、大きな行事等(興行)の場合には必要に応じて、警察・消防及び警備会社等に連絡をとり、万全を期して運営すること。
※突発の事故に備え、医師・看護師の配置も考慮すること。
- (6) 必要な消耗品(文具・事務用品等)は主催者で準備すること。
- (7) 利用に伴う電話での諸連絡(報道関係含む)及び入場券等の販売、問合せ等は体育館では一切行いません。主催者で対応のこと。
- (8) 参加者等(観覧者)の体育館シューズ等室内履き・スリッパは主催で用意すること、又は各自持参の周知を必ず行うこと。

10 専用利用調整会議(2月開催予定)

- (1) 専用利用申請期間…11月から12月中旬までの期間に利用申請を受付ける。
- (2) 申請のあった各団体の代表者に必ず出席いただき、専用利用調整会議を開催する。
○専用利用(大会・イベント等)開催の大会優先順位
①全国大会 ②関東大会 ③県大会 ④地区大会 ⑤市町村大会
○主催団体優先順位
①栃木県・栃木県教育委員会・栃木県スポーツ協会
②小山市・小山市教育委員会・小山市スポーツ協会

11 利用料金

- 栃木県立県南体育館利用料金一覧表を参照
○障がい者手帳等の所持者及び障がい者手帳等の所持者が半数以上で組織する団体のご利用は減免の対象となります。詳細は県南体育館へお問合せください。